

## 平成23年度 第12回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成23年10月27日（木）午前11時～午後3時10分（30分中断）

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
給与課長	稲田将	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成22年（不）第1号事案から同第5号事案までに係る判定について

議案第2号 人事委員会規則の一部改正について

### 5 議事の公開・非公開

議案第2号を公開、議案第1号を非公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

平成22年（不）第1号事案から同第5号事案までに係る判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 2 議案第2号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

以下のとおり規則を改正しようとするもの。

① 規則の名称

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則

② 趣旨・概要（両規則共通）

「休日」に係る定義規定を加える。

・現行の規定においては、「休日」そのものの定義が欠けており、解釈に当たり、疑義を生ずるおそれがある。

・両規則における「休日」は、「祝日法による休日又は年末年始の休日」の意味で使用されている。

※「休日」の用語が使用される規定について、そのように解釈することが適当。また、規定内容が類似する人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（平成 6 年人事院規則 15—14）においても同様の意味で「休日」の用語が用いられていることも参考となる。

[公布日施行]

③ 内容

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(宿日直勤務) 第 8 条 略 2 任命権者は、休日 <u>（条例第 11 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）</u> 又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。	(宿日直勤務) 第 8 条 略 2 任命権者は、休日又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 2 条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(宿日直勤務) 第 7 条 略 2 市町村教育委員会は、休日 <u>（条例第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）</u> 又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。	(宿日直勤務) 第 7 条 略 2 市町村教育委員会は、休日又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

7 次回の人事委員会の開催

平成 23 年 11 月 1 日（火）午前 11 時から開催することとした。